

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条第 2 項の規定により、平成 26 年度随時技能検定を次のとおり実施します。

平成 26 年 3 月 20 日

佐賀県知事 古 川 康

1 実施職種

(1) 随時実施 3 級

機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）及び塗装（金属塗装作業）

(2) 基礎 1 級及び基礎 2 級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、

変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業) プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業) 冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業) 染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業) ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業) 婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業) 紳士服製造(紳士既製服製造作業) 寝具製作(寝具製作作業) 帆布製品製造(帆布製品製造作業) 布はく縫製(ワイシャツ製造作業) 家具製作(家具手加工作業) 建具製作(木製建具手加工作業) 紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業) 印刷(オフセット印刷作業) 製本(製本作業) プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業) 強化プラスチック成形(手積み積層成形作業) 石材施工(石材加工作業及び石張り作業) パン製造(パン製造作業) ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業) 水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業) 建築大工(大工工事作業) かわらぶき(かわらぶき作業) とび(とび作業) 左官(左官作業) タイル張り(タイル張り作業) 配管(建築配管作業及びプラント配管作業) 型枠施工(型枠工事作業) 鉄筋施工(鉄筋組立て作業) コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業) 防水施工(シーリング防水工事作業) 内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業) 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) サッシ施工(ビル用サッシ施工作業) ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業) 表装(壁装作業) 塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業) 及び工業包装(工業包装作業)

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）によって行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 17,900 円

イ 実施期日

実技試験は、平成 26 年 4 月 1 日(火曜日)から平成 27 年 3 月 31 日(火曜日)までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表します。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

学科試験は、平成 26 年 4 月 1 日(火曜日)から平成 27 年 3 月 31 日(火曜日)までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者 その資格を証する
書面

(2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号 840-0814

佐賀市成章町 1 番 15 号

電話番号 0952-24-6408

(3) 受付期間

原則として、試験日の 30 日前まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会にて配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、佐賀県職業能力開発協会
(電話番号 0952-24-6408) に御連絡ください。

イ 試験の免除を受けようとするときは、申請書を郵送する際、その資格
を証する書面を同封してください。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、佐賀県職業能力開発協会へ同
協会が指定する方法により納付してください。ただし、実技試験又は学科試
験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受け
なかった場合でも手数料は返還しません。

6 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県がその旨を通知し、実技試験又は学科試

験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会が書面でその旨を通知します。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級技能検定の合格者には、知事から合格証書が交付されます。

7 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 電話番号 0952-25-7310）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号 840-0814 佐賀市成章町 1 番 15 号 電話番号 0952-24-6408）に問い合わせてください。